

2016年7月19日

幼保特例講座受講者各位

大阪健康福祉短期大学
事務センター（教務）

幼保特例制度に関する文部科学省からの情報提供について

2016年6月8日付で文部科学省より事務連絡文書が届きました。本学の特例講座受講時に十分に周知できていなかった内容もありますので、改めて下記のとおり情報提供いたします。

1. 幼保特例制度に基づく免許状授与申請について

幼保特例制度は新たな「幼保連携型認定こども園」制度の施行（平成27年4月）後5年後（平成32年3月）までに限り適用される特例であるため、それまでに都道府県教育委員会へ免許状授与申請を行ってください。

なお、各都道府県の免許状授与申請期限については、教育委員会へ確認してください。

2. 本学の特例講座受講により取得できる免許状の種類について

本学の特例講座受講により取得できる免許状は幼稚園教諭二種免許状です。学士の学位を有している場合も同様です。

3. 教員免許更新について

幼保特例制度で取得した教員免許状も教員免許更新の対象となります。詳細は文科省ホームページや都道府県教育委員会ホームページでご確認ください。

ご注意ください!!!

幼保特例制度により免許状を取得された方が更新手続きを行わずに教員免許状が失効してしまった場合、免許状更新講習による免許状の申請を行うことはできません。必ず適切に更新を行うようにしてください。

特例制度は平成32年3月までの期間限定の制度であるため、平成32年4月以降に失効してしまった場合、再度幼稚園教諭免許状の授与申請をするためには、定められた基礎資格・必要単位を修得して所要資格を満たすか、資格認定試験に合格する必要があります。その際、幼保特例制度で修得した単位は有効です。

※ ご不明な点等は下記へお問い合わせください。

〒590-0075 大阪府堺市堺区南花田口町2丁3-20 三共堺東ビル

大阪健康福祉短期大学 事務センター 福嶋

TEL 072-226-6625 / FAX 072-223-1301

e-mail : m.fukushima@kenko-fukushi.ac.jp